

業務説明資料

本業務における業務説明資料は次のとおりです。

1 業務概要

- (1) 業務名 サイクルツーリズムを中心とした市内周遊観光キャンペーン実施業務
- (2) 履行期間 契約締結日から令和8年3月31日まで
- (3) 履行場所 浜松市内
- (4) 契約上限金額 6,050千円(税込)

2 業務の目的

本業務は、弁天島サイクルゲートを活用し、サイクルツーリズムを中心とする市内周遊観光キャンペーンを行うことで、天竜・浜名湖サイクリングの認知度向上・利用拡大を通じ、観光誘客を図ることを目的とする。

3 業務委託内容

- (1) スタンプラリーの企画・運営
- (2) クーポン発行・管理
- (3) 訪問先及び参加店舗の募集・管理
- (4) 広報・プロモーション活動

4 業務の仕様

(1) スタンプラリーの企画・運営

- ア 市内サイクルピットを訪問するスタンプラリーを企画・実施すること。
- イ 市内サイクルピットについて本スタンプラリー訪問ポイントへの参画を促し、参画意向のあるサイクルピットを訪問ポイントとすること。
- ウ 参加者が訪問する訪問ポイントはいずれか3ヵ所とすること。
- エ スタンプラリーの運用方法は、デジタル又は紙のいずれかとし、参加者及びスタンプポイントが参加しやすい効果的な方法を提案すること。
- オ スタンプラリーの実施期間は令和7年12月中から令和8年2月28日までとすること。

(2) クーポン発行・管理

- ア スタンプラリー完走者にクーポンを配布すること。ただし、クーポンの配布は原則として1人1枚までとすること。
- イ クーポンは1枚500円とし、最大3,000枚発行すること。3,000枚発行が終了した時点でクーポンの配布を終了すること。
- ウ クーポンは、参加店舗で2,000円以上利用した場合に使用可能とすること。
- エ クーポンの運用方法は、デジタル又は紙のいずれかとし、(1)スタンプラリーと組み合わせた効果的な方法を提案すること。
- オ クーポンの使用期限は令和8年2月28日までとすること。

(3) 参加店舗の募集・管理

- ア クーポン利用可能な参加店舗を募集・管理すること。
- イ 参加利用店舗は30店舗以上とし、そのうち、小売り及び飲食店は各10店舗以上を目安とすること。
- ウ 市内サイクルピットは優先的に参加店舗とすること。

(4) 広報・プロモーション活動

- ア 本キャンペーンの周知及び参加促進のための効果的な広報・プロモーション活動を行うこと。
- イ 天竜・浜名湖サイクリングの認知度向上・利用拡大につながる情報発信を行うこと。

5 成果物

- (1) 業務完了報告書（電子データ） 1部
- (2) スタンプラリー及びクーポン利用実績データ 1部

6 その他

- (1) 本業務における成果品についての著作権、著作権等は浜松市に帰属する。
- (2) 本業務の遂行に当たっては環境関係法令を遵守し、浜松市環境方針及び浜松市特定調達物品等の調達方針（ガイドライン）に基づいて、事業の推進に努めること。
- (3) 本仕様に記載のない事項については、委託者と協議して決定する。